様式第９の２（第18条関係）（昭60通産令33・追加、平４通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令６・一部改正）

CLAIMS

〔備考〕

様式第１の備考１から４まで、20及び21、様式第１の２の備考１及び２、様式第８の備考１から６まで及び10並びに様式第９の備考１から10までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。